

2025年1月28日

お客様各位

株式会社メディコスヒラタ  
医療機器修理業 責任技術者

## 修理業務案内

医療機器を修理する場合は、薬機法において修理業許可の取得が義務付けられています。  
当社の堺研究所では、下記の業務範囲において修理業務を行っています。

### 記

#### 1. 業務範囲

当社取扱製品の修理及び保守点検

対象製品：LSO1470レーザー

#### 2. 修理業事業所

事業所名：株式会社メディコスヒラタ 堺研究所

業許可登録住所：〒592-8331 大阪府堺市西区築港新町2丁目6番4号 第2号地

医療機器修理業責任技術者 阪井 哲彦

電話番号：072-245-1985

#### 3. 医療機器修理業許可

許可番号：27BS080013

[許可を受けた修理区分]

特定保守管理医療機器	特定保守管理医療機器以外
特管第四区分：人工臓器関連	非特管第一区分 画像診断システム関連
特管第五区分：光学機器関連	非特管第二区分 生体現象計測・監視システム関連
	非特管第三区分 治療用・施設用機器関連
	非特管第四区分 人工臓器関連
	非特管第五区分 光学機器関連
	非特管第六区分 理学療法用機器関連
	非特管第七区分 歯科用機器関連
	非特管第八区分 検体検査用医療機器関連
	非特管第九区分 鋼製器具・家庭用医療機器関連

修理業務に関するお問い合わせは、当社営業担当までご連絡ください。

以上